地域連携室 “あざれあ” 便り　第 90 号

10月に入り、一気に秋らしくなってきました。紅葉の見頃が待ち遠しいです。
今月は、12月に発行する「地域資源マップ」の「ひとくちメモ」から、障害児（者）に関する二つの情報をお伝えします。

広島県医療的ケア児支援センター開設について

広島県では、人工呼吸器による呼吸管理や痰吸引といった医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」とそのご家族を支援する「広島県医療的ケア児支援センター」の運営を、令和5年7月31日から始めています。このセンターを中心として、医療的ケア児とそのご家族が県内のどこにいても必要な相談支援を受けることができるようになりました。困ったこと、わからないことがあれば、是非相談してみてください。

【問い合わせ先】広島県医療的ケア児支援センター
〒739-0036 広島県東広島市西条町田口 295-3（広島県立リハビリテーションセンター内）
☎:082-425-1506 :082-420-2281
お問合せフォーム（QR コードから HP へ）

（広島県 HP から引用）

【相談できる方】
① 医療的ケア児とその家族　②医療的ケアが必要な方と関わる支援者　③行政担当者

東広島市 遠隔手話通訳について

東広島市健康福祉部 障害福祉課では、支所・出張所・本庁舎の一部の窓口に設置されているスカイプ（テレビ電話）搭載タブレットを使用し、設置場所に訪れたろう者に対して、ろうあ者専門相談員による遠隔手話通訳を利用することができます。（遠隔手話通訳とは、通訳者が窓口に出向くのではなくテレビ電話経由で行う手話通訳のこと。）

窓口での手続きや、生活などに関する相談など通訳利用を希望する場合は、職員に左のチラシを示してください。

【問合せ先】東広島市 健康福祉部 障害福祉課（市役所本館1階）
☎:082-420-0180 :082-420-0181

←（東広島市 HP から引用；実際に遠隔手話通訳対応窓口に掲載）